

安 全 の 手 引 き

平成28年1月改訂
在バーレーン日本国大使館

目 次

第1. はじめに

第 2. 防犯マニュアル

1. 基本的心構え
2. 最近の犯罪発生状況
3. 具体的留意事項
4. 交通安全対策
5. 事件事故への対応要領
6. 緊急連絡先等

第 3 緊急事態対策マニュアル

1. 心構え
2. 平素より講じておく措置
3. 緊急事態発生時の対処要領
4. 主要連絡先

チェックリスト(緊急事態用携行品等)

第 1. はじめに

バーレーンでは、2011 年「アラブの春」に触発された全国的な反政府デモにより、大規模な騒乱が発生し、多くの日本人が緊急帰国する事態となりました。騒乱は、サウジアラビアをはじめとするGCC連合軍が出動し沈静化しましたが、現在でも、全国各地で非合法のデモが行われているほか、一部の過激グループと治安部隊との間で衝突する事案が頻発しているほか、過激派による爆弾事件が発生しており、死傷者が出る事態となっています。

この「安全の手引き」は、バーレーンに滞在される邦人の皆様が、テロや犯罪・事故などの被害に遭うことなく安全で快適な生活を送るために、「防犯マニュアル(犯罪や事故の未然防止を目的とした基本的な事項)」、「緊急事態対策マニュアル(テロや内乱、戦争等、生命、身体、財産の安全にかかる緊急事態時における対応要領)」の2部構成でまとめております。

皆様の安全対策の見直しの一助となれば幸いです。

第 2. 防犯マニュアル

1. 基本的心構え

(1) 安全意識の高揚

- (イ) 何よりも自分と家族の安全は自分たち全員で守るとの心構えを持つ。
- (ロ) 「予防」こそ最良の危機管理である。最悪の事態を想定して万全の準備をする。
- (ハ) 海外での行動三原則は、「目立たない」、「行動のパターン化を避ける」、「用心を怠らない」である。

(2) 現地人(社会)との相互理解

- (イ) バーレーン王国の歴史、文化、習慣、国民性等を正しく理解する。
- (ロ) 現地人、現地社会との良好な関係の保持に努める。
- (ハ) 毅然とした態度で接し、NO と言うべきことは NO と言う。

(3) 安全に関する情報収集

- (イ) 日頃から新聞、テレビ、ラジオのニュースに関心を持つ。
- (ロ) あらゆる機会を通じて情報収集に努める。

(4) 緊急時の連絡先、連絡方法の把握

大使館、警察、消防、病院、会社等の連絡先・連絡方法を確実に把握しておく。

2. 最近の犯罪発生状況

バーレーンでは、2011年2月、政治改革を求めるシーア派住民を中心とする大規模デモが発生して死傷者を伴う騒擾事案が発生しましたが、現在は通常の状態に戻っており、治安の急激な悪化が懸念されるような状況ではありません。ただし、一部の過激化した若者達が、タイヤを燃やして道路を封鎖する、火炎瓶を投てきするなどの暴力活動を行っており、治安部隊との衝突も散発しているほか、爆弾テロの発生により、死傷者が出る事件も発生しております。

一般犯罪については、日本人を直接の対象とした犯罪の発生は確認されていませんが、外国人を狙った殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪犯罪や、窃盗、暴行等の犯罪も発生していますので、十分な注意が必要です。最近では、銃器類を使用した強盗事件のほか、違法薬物の密輸・密売事件の発生も散見されています。

3. 具体的留意事項

(1) 住居

- (イ) 立地条件と安全対策をポイントに選ぶことが大切です。
一般に夜間でも明るく、ある程度人通りがあり、見通しのきく場所が安全で、家

の構造や近隣との位置関係を検討し、安全対策を立て易い住居を選んでください。

24 時間警備員が常駐しているフラット、コンパウンドは安全性が高いといえます。

(ロ) 住居の境界線、建物外周、建物内部の 3 カ所に物理的、段階的な **3 つの防衛線** (第 1 次、第 2 次及び第 3 次防衛線) を設け、必要な対策をとることが効果的です。

以下、具体的な対策としてチェック事項を示します。

第 1 次防衛線 出入口を含む住居の外周・敷地境界線を構成する防衛線をいう。

- 門は施錠しているか、または警備員が常駐しているか。
- 庭等の照明は明るいか。
- 塀の高さは十分か。
- 塀の周囲に、よじ登るのに都合の良いものはないか。
- 植え込み、生け垣は隠れ場所とならないよう十分刈り込んであるか。

第 2 次防衛線 居住する住宅建物の外周を構成する防衛線をいう。

<玄関施錠>

- 玄関の鍵は二重(1 ドア 2 ロック以上)になっているか。
- 錠は丈夫に取り付けてあるか。また、ドア自体の素材は丈夫なものか。
- ドアチェーンはあるか。
- 覗き窓はあるか。
- 鍵は全て正常に働くか。
- 家族以外で鍵を持っている者はいないか。
- 予備鍵を玄関近くの植木鉢、郵便受け、マットの下等に隠していないか。

<窓>

- 地上階の場合、全ての窓に鉄格子があるか。
- 全ての窓にロールダウン式の錠戸があるか。
- 夜間・長期不在時には錠戸を閉めているか。
- 使用しない窓は封鎖されているか。
- 2 階の窓から侵入するのに利用されるものを放置していないか。

<ガレージ>

- 夜間・外出時には鍵をかけているか。
- 鍵は正常に働くか。
- ガレージの中に、侵入の道具や凶器となるような物を置いていないか。

第3次防衛線 第2次防衛線内に設けた避難区域を構成する防衛線をいう。

＜寝室＞

- 寝室に錠を取付け、有事の際に避難区域として利用することが可能か。

＜その他＞

- 消火器はあるか。また、使用方法を知っているか、正常な状態か。
- 現金・貴重品は、持ち出すことのできない固定式金庫に保管してあるか。
- 貴重品等の製造番号は控えてあるか。
- 盗難にあった場合、直ちに警察に連絡するよう家族に徹底されているか。
- 家族各人は住居に異常があった時の行動を熟知しているか。
- 隣の住人がどんな人か知っているか。

(2) 日常生活

(イ) 電話に関する注意

- (i) 電話を取る際、こちらから名乗っていないか。
- (ii) 間違い電話に対してこちらの番号を教えていないか。
- (iii) 不審な電話(脅迫電話)に対する処置を家族間で確認しているか。

(ロ) 訪問者に対する注意

- (i) 訪問者の身元をよく確認してから対応しているか。
- (ii) 配達人(物)に対する警戒は十分か。
- (iii) 見知らぬ者(工事人等)を安易に敷地に入れていないか。

(ハ) 使用人に対する注意

- (i) 使用人はあくまでも他人であり家族ではないことに留意する。
- (ii) 使用人の身元(CPR,パスポート)及び保証人を確認しているか。
- (iii) 来訪者、電話(特に家人が留守の時)の対応の仕方を徹底してあるか。
- (iv) 各種連絡表等を使用人の目に触れるところに掲示等してはいないか。
- (v) 家人の旅行日程、外出等の行動予定を使用人に知らせる場合、慎重に行っているか。
- (vi) 使用人に犯罪を誘発する環境(現金・宝石類の放置等)を与えていないか。

(ニ) 家族に対する注意

- (i) 常に家族全員が直ちに連絡を取り合える体制になっているか。
- (ii) 家族旅行の計画、その他の計画を他人に漏らしていないか。
- (iii) 子女の通学路の安全は十分か。
- (iv) 子供の外出に際しては十分な注意を払っているか。

(ホ) 外出時の注意

- (i) 戸締まり、施錠を確認しているか。
- (ii) 一見して留守と分かる書き置きをドア等に張っていないか。

- (iii) ラジオ、或いは部屋の一室の電灯をつけたままにしておく等、家人がいるように見せる工夫をしているか。
 - (iv) 出勤経路等、日常の行動パターンを意識的に変えているか。
 - (v) 夜間の外出は必要最小限度にする。
 - (vi) 外出時は TPO を考えた服装に心がける。
 - (vii) 貴重品や多額の現金を持ち歩かない。
 - (viii) 時々後ろを振り返り警戒する。
- (へ) 自動車安全対策
- (i) ガードマン等に管理されている駐車場へ駐車する。ガードマン等のいない場合は、人通りの多い、明るく人目の付く場所に駐車する。
 - (ii) 車に乗り込む際は、車の外周、車体下部、車内等を点検し、不審点がないかを確認する。
 - (iii) 車内に金品、携帯電話等被害の対象になりそうな物を置かない。

4. 交通安全対策

- (1) 市街地でもハイスピードで、かつ割り込み等乱暴な運転も見られますので、運転には、十分な注意が必要です。
- (2) ラウンド・アバウト(Round About)の中は内側車両優先ですので、ラウンド・アバウトに入る時のタイミングの取り方に注意が必要です。また、ラウンド・アバウトでの進路変更は危険ですので、ラウンド・アバウトに入る前に進入車線を決めておく必要があります。
- (3) 降雨時には幹線道路を含めて大きな水溜まりができます。また、強風時には道路上に砂が堆積し、滑りやすくなりますので、運転には十分な注意を要します。
- (4) 車線変更や右左折の際にウインカーを点灯させない車が多いことから、運転中は特に周りの車への注意が必要です。
- (5) 交通事故にあった場合の処置
交通事故に遭遇した場合には自損、他損の別を問わず、軽微の事故でも直ちに警察(電話 199)に通報してください(負傷者がいる場合には救急(電話 999)にも通報が必要です)。

5. 事件事故への対応要領

- (1) 警察への通報
万一、盗難等の犯罪に遭ったときには、事件発生現場を所轄する警察署に連絡します。警察は必要に応じて警察官を現場に派遣し、調査の上、或いは届け出を行った際に

調書(Police Report)を作成します。

Police Report は旅券、航空券、クレジットカード、トラベラーズチェック等の再発給や海外旅行保険の請求等、事後処理に必要となりますので大切に保管してください。

(2) 緊急電話 999

警察、消防及び救急に関する緊急電話ダイヤルは、999 を使用してください(日本の110 番及び 119 番に相当)。常に英語のできるオペレータが待機しています。

(3) 大使館への通報

犯罪の被害に遭った場合には、大使館へご連絡ください。可能な範囲での支援をいたします。

(4) 旅券の盗難、紛失

(イ) 所轄警察署と大使館領事班に連絡してください。

(ロ) 警察署での届出に必要な書類

CPR、パスポートのコピー

(ハ) 旅券の再発給に必要な書類

(i) 警察の受理証明書 1 通(Police Report)

(ii) 旅券紛失(焼失)届 1 通

(iii) 一般旅券再発給申請書 2 通

(iv) 写真(パスポートサイズ)2 枚

なお、再発給には約 3 週間かかります。緊急に帰国を要するときは「帰国のための渡航書」の発給を受けてください。

6. 緊急連絡先等

大使館(電話:17716565、FAX:17715059)

領事班直通(電話:17711313)

○ 開館日は、祝祭日を除く日曜日から木曜日です。

○ 領事部窓口の開設時間は、午前8時から午後2時です。

※ ラマダン中は、午前8時30分から午後1時30分となります。

○ 時間外及び休館日は、携帯電話 3945-5427 におかけください。

第3 緊急事態対処マニュアル

「緊急事態」とは、在留邦人の生命、身体、財産に対する脅威を及ぼすおそれがあると認められるテロ、内乱及び戦争等の事案を想定しています。緊急事態発生時に的確、迅速に対応するため、本マニュアルを参考にいただければ幸いです。

1. 心構え

緊急事態はいつ発生するか分かりません。緊急事態に備え、携行品や非常用備蓄品等の準備を常日頃から行っておくとともに、勤務先、通勤途中、自宅等で緊急事態に巻き込まれた場合を想定し、家族や社内等で緊急時の連絡方法や対応要領等について、あらかじめ話し合っておくとともに、日頃より自分の行き先や所在などを家族や同僚等に連絡するよう心がけてください。

2. 平時より講じておく措置

(1) 連絡体制の確立

(イ) 緊急連絡網

大使館は、緊急事態を認知した場合は、第一報を「緊急連絡網」等に基づいて連絡します。連絡担当者は、いつでも連絡できるように緊急連絡網把握しておき、各組織内においても連絡体制を確立してください。

また、赴任、転勤等で連絡先に変更が生じた場合は、必ず在留届の変更手続きを行ってください。

(ロ) 電話が不通の場合、大使館より、FM 放送(95.7MHz)による情報の伝達を行います(状況に応じ「96.2 MHz」又は「94.9 MHz」を使用することもあります)ので、各自 FM ラジオを常備してください(車載ラジオは比較的受信感度が良好です)。

(2) 情報収集

治安情報に関しては、外務省の発出するスポット情報、当館による「大使館からのお知らせ」等がありますが、邦人の皆様におかれましても現地の人の情報も含めて各種情報の収集に努めてください。また、関連する情報を入手した場合は、些細な情報でも大使館へご一報をお願いいたします。

<参考(安全情報提供ウェブサイト)>

- 。 外務省海外安全ホームページ … <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

- (社)海外邦人安全協会(JOSA) … <http://www.josa.or.jp/>
- 米 국무省オーザック(OSAC) … <http://www.osac.gov/>
- 米 국무省総領事部 … <http://www.travel.state.gov/>
- 英 国外務省 … <http://www.fco.gov.uk/>

(3)緊急事態用携行品の準備

速やかに避難ができるように、現金、旅券、クレジットカード及び携帯電話等は常備してください。(本マニュアル末尾の「チェックリスト」をご参照ください。)

(4)イメージトレーニング

緊急事態に遭遇した場合、マニュアルを所持しているだけではパニック等により適切な行動をとれないことがあります。平素より具体的に事案を想定し、どのように行動するのかをイメージすることが必要です。

イメージトレーニングを繰り返し行うことにより、様々な問題点を把握することができるとともに、緊急事態発生時の冷静な対応に資することとなります。

3. 緊急事態発生時の対処要領

(1)緊急事態が発生した場合の体制

緊急事態が発生した場合、日本国大使館に「緊急事態対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置します。

(2)初動時の留意事項

- (イ) 緊急事態発生時には、冷静沈着に、状況把握に努める必要がありますが、情報が錯綜し全体像の把握に時間がかかることが予想されます。
- (ロ) 事案発生に気づいた場合、住居やオフィスの避難部屋に一時避難し、周囲の状況を確認し、安全が確認された段階で外部に避難してください。また、外出中であれば、事案発生地点から離れた場所へ移動し、避難してください。

(3)情報伝達の徹底

(イ) 対策本部から邦人への情報伝達

緊急事態が発生した場合、対策本部から、情勢に関する情報等をEメールやSMS(ショートメール)により流します。

(i) 電話による連絡を行う場合

「日本人会緊急連絡網」により伝達します(一部在留邦人については大使館から直接電話連絡します)。

連絡を受けた人は、緊急連絡網に従って連絡内容を正確に(漏れがないようメモを取る。)伝え、連絡が取れない場合には次の人に連絡してください。

連絡網の最後の人は連絡を受けた内容及び不在のため情報が伝わってい

ない者の氏名を大使館まで連絡してください。

(ii) 電話による連絡が不可能な場合

電話が不通の場合、定期的に FM 放送 (95.7MHz) による情報の伝達を行います (状況に応じ、「96.2 MHz」又は「94.9 MHz」を使用することもあります)。

(ロ) 対策本部への連絡

在留邦人の皆様にあつては、必ず、対策本部に対し、安否確認のための連絡をお願いします。

また、現場の状況を目撃または情報を得た場合は、可能な範囲で対策本部へ連絡してください。

(ハ) 緊急事態時の携帯電話は、通話制限等により不通となるおそれがあります。一般回線の固定電話の設置をお勧めします。なお、携帯電話の通話が不通でも SMS は使用できる場合があります。

(4) 各種勧告

対策本部は、緊急事態の状況に応じて、在留邦人の皆様の安全確保に必要と認められる場合、自宅待機勧告、避難勧告等を発出します。

(5) 避難場所

緊急事態の発生状況により対策本部は、大使館や日本人学校等を避難場所として指定し、避難勧告を発する場合があります。迅速に集結できるよう位置や道順についてあらかじめ確認しておいてください。また、集結の際には、しばらくの間避難先で待機する必要がある場合も想定されますので、非常用物資 (チェックリスト参照) を持参するようお願いします。なお、緊急時には自分及び家族の生命身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は最小限にさせていただくようお願いします。

4. 主要連絡先

<日本政府関係>

○ 外務省

・代表

Tel: (03)3580-3311

・領事局海外邦人安全課

Tel: (03)5501-8160 Fax: (03)5501-8156

・領事局海外安全相談センター

Tel: (03)5501-8162 Fax: (03)5501-8161

・領事局邦人テロ対策室

Tel: (03)5501-8165 Fax: (03)5501-8163

＜在外公館＞

- 在バーレーン日本国大使館
Tel: (973) 17716565 Fax: (973) 17715059
- 在サウジアラビア日本国大使館
Tel: (966-1) 488-1100 Fax: (966-1) 488-0189
- 在アラブ首長国連邦日本国大使館
Tel: (971-2) 4435696 Fax: (971-2) 4434219
- 在ドバイ総領事館
Tel: (971-4) 3319191 Fax: (971-4) 3319292
- 在カタール日本国大使館
Tel: (974) 4840888 Fax: (974) 4832178

＜バーレーン関係機関等＞

- 警察・消防・救急 999
- 交通事故 199
- フライト・インフォメーション 17339339
<http://www.bahrainairport.com/>

＜主要病院～24 時間の緊急外来が可能な病院＞

- サルマニア・メディカル・コンプレックス
Tel: 17288888 / 救急: 17284080 / 17284090
- アメリカン・ミッション・ホスピタル
Tel: 17253447 / 救急: 17177711
- BDF・ミリタリー・ホスピタル
Tel: 17766666 / 救急: 17766791 / 17663366
- インターナショナル・ホスピタル・オブ・バーレーン
Tel: 17598222
- バーレーン・スペシャリスト・ホスピタル
Tel: 17812000 / 救急: 17812111
- キング・ハマド・ユニバーシティ・ホスピタル
Tel: 17444444

<主要ホテル>

ホテル	電話番号	FAX 番号
○五つ星ホテル		
リッツカールトン・ホテル	1758-0000	1758-0333
ガルフ・ホテル	1771-3000	1771-3040
インターコンチネンタル・ホテル	1722-7777	1722-9929
ディプロマット・ホテル	1753-1666	1753-0843
クラウンプラザ・ホテル	1753-1122	1753-0154
シェラトン・ホテル	1753-3533	1753-4069
ムーベンピック・ホテル	1746-0000	1746-0001
メリディアン・ホテル	1717-1000	1717-1555
ウェスティン・ホテル	1717-1000	1717-1555
ゴールデン・チューリップ・ホテル	1753-5000	1753-2071
○四つ星ホテル		
メルキュール・ホテル	1758-4400	1758-4401
ノボテル・ホテル	1729-8008	1729-8338
ラマダ・ホテル	1774-2000	1774-2809
ラミーインターナショナル・ホテル	1772-7230	1731-0687
○三つ星ホテル		
パレス・ホテル	1772-5000	1772-9502
バーレーンインターナショナル・ホテル	1721-1313	1721-1947
○サービスアパートメント		
ワン・ジュフェール	1772-3040	1772-5105

チェックリスト(緊急事態用携行品等)

□ 旅券等

常に緊急事態の発生に際して使用可能な状態で保管し(旅券の有効期限、査証欄残数等に注意)、最終頁の所持人記載欄は漏れなく記載しておいてください。

なお、査証申請、旅券の再発給に備え、使用する写真、ネガを旅券とは別に保管しておくことをお勧めします。また、当国の滞在許可証、再入国許可証は常に有効なものとしておく必要があります。

□ 貴重品、現金、クレジットカード等

旅券同様、すぐに持ち出せるように保管してください。

現金については、家族全員が 10 日間位生活できる程度の現金(米ドル貨及び当座必要な現地通貨)を用意しておくことをお勧めします。(その保管には注意が必要です。)

□ 食料の備蓄

緊急事態発生時の自宅待機、退避に備え、家族全員で最低限 10 日間程度生活できる量を確保しておいてください。(米、調味料、缶詰・インスタント食品等の保存食料、ミネラルウォーター等)

□ 自動車の整備と燃料の補給

避難等の移動や邦人間の連絡に際し、自動車が不可欠になります。タイヤ、ライト、エンジンオイル、バッテリー等について、始業点検に合わせ整備しておくとともに、燃料は常に FULL の状態で使用することとし、半分になったら給油する習慣をつけることが大切です。

なお、自動車を保有していない人は、近隣の自動車保有の同僚、邦人と連絡をとり、有事の際の同乗を依頼しておくようにしてください。

□ 携行品の用意

移動を必要とする場合に備え、上記に加え、次の物品を備えることとし、かつ、有事に直ちに持ち出せるようにしておいてください。

- 衣類 ～ 活動に適し、目立たないもの
- 履物 ～ 活動に適し、丈夫なもの
- 非常用食料 ～ インスタント食品、缶詰等
- 水筒 ～ 当面の飲料水を確保(ミネラルウォーター等)
- 薬品 ～ 常備薬、ファースト・エイド
- 雑貨 ～ 懐中電灯、ライター(マッチ)、ナイフ、洗面具、タオル、ティッシュ、毛布(寝袋)、各種電池
- ラジオ ～ 短波放送(NHK 海外放送等)や FM 放送が受信でき、電池仕様のもの
- 携帯電話 ～ 緊急時の通信に有益

